

大容量泡放射システムの有効性評価に係る業務規程

平成19年11月7日危保規程第6号

最終改正 平成20年6月26日危保規程第7号

第1 目的

この規程は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）に基づき、特定事業所の自衛防災組織（共同防災組織及び広域共同防災組織を含む。以下同じ。）に配備される大容量泡放射システム（大容量泡放水砲、混合機及び泡消火薬剤並びにこれらの資機材を有効に稼働させるその他の設備・機器等）の有効性評価に関し必要な事項を定め、もって、大容量泡放射システムの円滑な配備と石油コンビナート等災害防止法施行令第13条第1項に定める浮き屋根式屋外貯蔵タンク（以下「タンク」という。）の全面火災に対する防災対策の推進に寄与することを目的とする。

第2 評価の対象

評価の対象は、特定事業所の自衛防災組織に配備される大容量泡放射システムとし、
①実際に配備される大容量泡放射システムを用いて泡を放射した場合の泡性状及び泡の放射特性に基づき、当該消火薬剤がタンク火災に適したものであり、かつ、当該泡放水砲で使用できるものであること、
②各配備対象タンクごとに、当該泡放水砲が適切な放射角度と適切な泡の放射距離をもって部署できること、
について総合的に有効性を評価する。

第3 評価委員会

- 1 評価の公正かつ効率的な実施に資するため、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）に大容量泡放射システムの有効性評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の組織、職務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4 評価の申請

評価を受けようとする特定事業者（共同防災組織又は広域共同防災組織を設置する場合にあつては、当該特定事業者を代表する者をいう。以下「申請者」という。）は、評価申請書に關係書類を添えて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申請しなければならない。

第5 審査の諮問

- 1 理事長は、申請のあった評価対象に関する審査について、委員会に諮問する。
- 2 委員会は、諮問のあった事項について審査を行い、その結果に意見を付して理事長に報告しなければならない。

第6 評価及び評価結果の通知

理事長は、委員会の報告に基づき評価を行い、申請者に対し文書により評価結果を通知する。

第7 再申請、変更

- 1 評価を受けた者又は申請中の者が、大容量泡放水砲、混合機又は泡消火薬剤などの機種、製品の変更等を行う場合において、泡性状、泡の放射特性等に重大な影響が生じ、評価を受けた大容量泡放射システムと同一性が認められない変更を行おうとするとき（改めて評価の必要があると認められる場合）には、あらかじめ理事長に再申請を行い、その評価を受けなければならない。
- 2 評価を受けた者又は申請中の者が、前項に該当する変更に至らない変更を行おうとする場合、放射条件（放射量、放射圧力、放射角度、水質）の変更若しくは追加を行おうとする場合、又は事業所のレイアウト等の変更（共同防災組織及び広域共同防災組織に新たに特定事業所が加盟した場合を含む。以下、第10.1(2)イにおいて同じ。）に伴う大容量泡放水砲の部署位置の変更を行おうとする場合等において、泡性状及び泡の放射特性に重大な影響があるときは重変更、軽微なときは軽変更とし、あらかじめ理事長に変更の申請を行い、その承認を受けなければならない。

第8 評価の取消し

- 1 理事長は、評価を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該評価を取り消すことができる。
 - (1) 不正な手段により当該評価を受けたとき
 - (2) 第7の規定による再申請又は変更申請に係る評価又は承認を受けないで評価対象の変更を行ったとき
 - (3) 評価の際に付された条件に反する事項があると認められるとき
- 2 理事長は、前項の規定により評価を取り消したときは、その旨を当該評価を取り消された者に通知する。

第9 立入調査等

理事長は、評価結果に関し必要な限度において、当該評価を受けた者に連絡のうえ、立入調査し、又は資料の提出若しくは報告を求めることができる。この場合において、当該評価を受けた者（共同防災組織又は広域共同防災組織を設置している場合にあつては、これらを設置した特定事業者を含む。）は、これに協力しなければならない。

第10 手数料

- 1 手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、現地調査が必要な場合の手数料の額は、この額に第2項に定める旅費の額を加算した額とする。
 - (1) 第4及び第7.1に定める評価
下記ア及びイに定める合計額とする。
 - ア 基礎審査料
申請者ごとに、2,000,000円
 - イ 対象タンク基数に応じた審査料
事業所ごとに対象タンクの基数に応じた次表に掲げる額の合計額

10基未満	¥150,000
10基以上 20基未満	¥250,000
20基以上 30基未満	¥350,000
30基以上 40基未満	¥450,000
40基以上 50基未満	¥550,000
50基以上 60基未満	¥650,000
60基以上	¥750,000

(2) 第7. 2に定める評価

- ア 大容量泡放水砲、混合機又は泡消火薬剤等に係る変更
 - (ア) 重変更 前(1)アの審査料の額に0.8を乗じた額
 - (イ) 軽変更 前(1)アの審査料の額に0.2を乗じた額
- イ 事業所のレイアウト等の変更に伴う大容量泡放水砲の部署位置等の変更
 - 重変更 新たに評価を必要とする対象タンク基数により、前(1)イの対象タンク割審査料の額に0.8を乗じた額
 - 軽変更 新たに評価を必要とする対象タンク基数により、前(1)イの対象タンク割審査料の額に0.2を乗じた額

2 旅費等の額

(1) 現地調査が必要な場合の旅費等については、次に定める額の合算額とする。

- ア 日当
 - 1日につき 2,200円
- イ 宿泊料
 - 甲地方 1日につき 10,900円
 - 乙地方 1日につき 9,800円
- ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

(2) 海外で行う現地調査に係る旅費の額は、(1)にかかわらず、実費を勘案して理事長が別に定める。

(3) 海外で行う現地調査に必要と認められる旅費以外の経費は、実費を勘案して理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の額の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返還しない。

第 11 その他の評価

申請者から、第 2 に定める評価対象以外の評価について要請があった場合には、その内容に応じ、評価方法、手数料、その他必要な事項について、理事長が別に定める。

第 12 その他

1 理事長は、評価を行った場合は、当該評価を受けた特定事業者の名称等について関係する都道府県及び市町村に対し情報の提供を行う。

なお、第 7 により変更の承認を行った場合についても同様とする。

2 理事長は、評価の取消しを行った場合は、当該評価の取消しを受けた特定事業者の名称等について関係する都道府県及び市町村に対し情報の提供を行う。

3 この規程に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この業務規程は平成 19 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 26 日危保規程第 7 号）

この業務規程は平成 20 年 6 月 26 日から施行する。